

平成29年11月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成29年11月17日 (金) 午前9時30分

2 出席委員

新 倉 聰	教育長
荒 川 由美子	委 員 (教育長職務代理者)
三 浦 淳太郎	委 員
小 柳 茂 秀	委 員
澤 田 真 弓	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	島 田 圭
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	佐 藤 昌 俊
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	藤 井 孝 生
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	佐々木 暢 行

4 傍聴人 3名

5 議題及び議事の大要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に小柳委員を指名した。
- 日程第1 議案第49号及び日程第2 議案第50号については、今後、市長が議会に提案する案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、10月定例会から本日までの間の所管事項について、私のほうからご報告をさせていただきます。お手元のほうに、定例会教育長報告資料というものがあるかと思いますので、そちらをご参照いただければと思います。

抜粋的で申しわけございませんが、10月25日以降の活動でございますけれども、対外的には、11月1日に神奈川県市町村教育長会連合会総会が海老名市で開催されまして、各市町村の教育長と懇談をさせていただいたところであります。

次に、11月5日ですけれども、横須賀市の食育講演会、県立保健福祉大学におきまして、市PTA協議会との共催事業を開催させていただきました。

当日は、「子どもが作る弁当の日」の提唱者であります竹下和男先生の講演と、その後、永妻副市長と竹下先生との対談を行いました。

竹下先生の趣旨といたしましては、献立作成・買い出しから片付けまでを含めてお弁当をただつくるということが目的ではなく、全て自分でやることを通じて身に付けることは非常に多いので、それがひいては子どもの成長やまさに生きる力の育成につながっていくということをねらいとされている活動というふうに感じました。

今後、そういう意味では、食べるという食育だけではなく、子どもをどう育てていくかということにつきまして、この取り組みについて幅広く多くの教職員の関係者の皆さんにも聞いていただければというふうに願っております。

2点目は、中学校の完全給食の実施関係でございますが、昨日、本年9月に稼働いたしました府中市の給食センターを視察させていただきました。

視察にあたりましては、荒川委員、小柳委員、澤田委員、ご同席いただきましてありがとうございました。また、庁内関係部局総勢18名での訪問をさせていただきまして、最新設備であることと、国内最大級の2万2,000食を確保する

という大変大きな施設でしたが、これらを見て、それぞれの感想のもとに、今後の計画に生かしていくべきだと思っております。

学校関係でございますが、11月11日に第35回の横須賀市表現運動・ダンス発表会が総合体育館、アリーナで開催されました。

当日は、小学校3校、中学校3校、計540名以上の方と、総合高校ダンス部、28名だったかと思いますが、これらの発表をそれぞれ見せていただきました。荒川委員にも、当日観戦をしていただいたところでございます。

これにつきましては、それぞれの各発表が終わりました後に、日本女子体育大学の宮本先生から、それぞれの発表、工夫すべき点についての講評をいただいたところでございます。

それから、11月15日ですけれども、文部科学省の委託事業であります外国語教育強化地域拠点事業というのが3年間展開されてきましたことにつきまして、その成果の発表ということで、諏訪小学校、常葉中学校、田戸小学校で公開授業を行わせていただきました。

午後に行われました田戸小学校での全体会につきましては、県立国際言語アカデミーの江原先生と文教大学の金森先生のご講演をいただいたところでございますが、大変興味を持たれたことか、日本全国、北海道から四国、高知に至る教員の方250名以上がご参加をいただいたところであります。なかなかまだ英語教育というのは、これからどうしていいかということが暗中模索だということが逆に実感できたことと、それに先駆けて取り組んだことがモデル校から全学校に広がっていくことを期待しております。

また、同日、全国の中学校創造ものづくり教育フェア全国・関東大会に出席します生徒の激励会を開催させていただきました。本年度7中学校が全国・関東大会に出場権を得ましたので、さらなる活躍を期待しているところでございますが、詳細については、本日の報告事項にございますので、そちらで担当課長のほうからご報告をいただければと思っています。

その他関係では、11月11日に浦賀中学校の創立70年アニバーサリー式典が芸術劇場で開催されました。多くの中学校が創立70年を迎える中で、各校それぞれ工夫をされて創立の記念式典が開催される中、大きなイベントが浦賀中学校で開かれております。

午前中には、各学年の合唱コンクールが行われ、またその後、ダンス部の発表等が行われました。また、式典が終了いたしました後には、浦賀中学校の卒業生でもございます郷土史家の山本詔一先生には、浦賀についての講演等をいただいたところであります。

また、11月14日には、NECの南関東支社の皆さんと、私のほうに来訪されました。

内容としましては、11月10日の日に大楠小学校におきまして、同社のラグビ一部の部員さんによりますタグラグビー教室を開催させていただいた経緯等のご報告をいただいたところであります。N E C南関東は、横浜・千葉、それから合わせまして、なぜか沖縄が所管になっているということで、N E Cに所管、所属しておりますスポーツ部の方たちを、地域の貢献活動として招いて、派遣するという仕組みをつくっているということがございましたので、今後の地域、各学校での活動につきまして懇談をさせていただきました。

博物館、美術館、図書館につきましては、記載の事業を展開しております。

中でも、美術館のtupera tupera展は予想をはるかに上回る観覧者数がございましたこと。それから、博物館としては、10月28日の日になりますけれども、地元商店街のハロウィンにあわせまして、初めてのナイトミュージアムを開催しました。できる限り地域活動を率先してやっていただければということを祈念しているところでございます。

私からは以上のような簡単なご報告をさせていただければと思います。

ただいまの私の報告につきまして、ご質問がございましたら、どうぞよろしくお願いをいたします。

(質問なし)

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『A L T 外国語指導助手派遣業務事業者選定について』

(教育指導課長)

それでは、報告事項（1）『A L T 外国語指導助手派遣業務事業者選定について』ご報告いたします。説明資料の1ページをご覧ください。

1の概要ですが、A L T、すなわち外国語指導助手は、小学校は平成16年度から、中学校は平成18年度から、高等学校全日制は平成21年度から、定時制は平成20年度から業務委託契約を行っています。

また、平成20年度からプロポーザルにより事業者選定を行っており、平成21年度からは3ヵ年ごとの事業者選定を行っています。

2の方針についてです。

事業の開始から10年以上が経過し、これまでの成果を踏まえた上で、適正な配置計画となるよう見直しを行いました。

(1) の履行期間は、平成29年度中に平成30年度からの履行期間2年の業務

を行う事業者を選定します。

理由として、1、新学習指導要領移行期間の平成30年から31年度に合わせること、2、横須賀市実施計画、教育振興基本計画が4カ年単位であり、2カ年単位の見直しで整合性を担保しようとするものです。

次に、(2)の契約方法は、契約形態を業務委託契約から労働者派遣契約へ変更します。

理由として、1、従来は業務委託契約のため、学校がALTに直接指示監督ができないという課題がありました。2、労働者派遣契約の変更に伴い、教育委員会から事業者を介するのではなく、学校長が直接ALTに指示監督することで、学校長の指示のもと、担当教員と連携しながら児童生徒への指導を行うことができるようになり、より学校現場の配置に適した契約となります。

2ページをお開きください。

(3)の配置規模は、学習活動上必要な配置は担保しつつ、表のとおり見直しを行いました。

なお、高等学校（全日制）については、ALTの配置はなくなりますが、FLTで対応します。

3、今後のスケジュールです。

平成29年12月上旬の教育福祉常任委員会で一般報告を行った後、プロポーザル公告をします。

平成30年1月下旬にプレゼンテーション実施後、2月5日に契約候補者を決定します。4月にその事業者と契約を締結する予定です。

「ALT外国語指導助手派遣業務事業者選定について」の報告は以上です。

（荒川委員）

すみません。私のほうからは、契約方法のところで、学校長が直接ALTの先生に指示ができる。担当教員と連携しながら児童生徒への指導が行うことができるようになったという点は、とても学校現場としてはやりやすくなつたのかなというふうに思っています。

一方で、裏の配置規模のところを見ますと、「学習活動上必要な配置は担保しつつ」と書いてあるのですが、人数が減ったことについては、本当に大丈夫のかなと心配があります。複数校に1人の先生が行かれるというようなことになると思うんですけども、その辺を、もうちょっと詳しくお伝えいただければありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（教育指導課長）

ご指摘のとおり、配置人数が少なくなっていますので、状況によっては、

あるALTの先生が複数校兼任をするという形になろうかと思います。

ただ、我々は、これから学習指導要領上、2年間の小学校移行期間になりましたりするわけなんですが、そこに設定されている授業の時間については、基本的に低学年、中学年については、全ての授業にALTさんが配置できるように、高学年につきましては、およそ7割程度の授業にはALTさんが配置できるような形をとっております。

また、中学校においても、基本的には、それぞれ専門の教員が授業をやることになっておりますので、ALTの配置につきましては、単元上の中で、そこにALTの、要するに、ネイティブスピーカーが必要な学習場面において活用していくというところの中では、必要な範囲の中で配置ができるようになっています。

おおむね2週間に3回程度の配置ができるものというふうに思っております。

(澤田委員)

2点ありましたが、1点目は荒川先生と同様でした。もう1点はお願いでございます。

ALT、FLTの方々の質の担保というお願いです。

新しい学習指導要領の外国語活動、あるいは英語科の狙い、育てたい力をALT、FLTの方々にしっかりと理解していただきたいと思っております。

プロポーザルの選定ということですので、応募業者のプレゼン等の評価で、研修の実施等、質の担保という面もしっかりと見ていただきたいと思っております。

(教育指導課長)

プロポーザルという形で業者選定をしていきますので、きちんと質の担保が保たれるよう評価項目をきちんと定めて、選定委員会を設定をしつつ、我々も選定をしていきたいと思いますので、そこについては十分留意をしていきたいと思っております。

(小柳委員)

小柳から質問させていただきます。

今現在、実際にALTとして活動されている方の再雇用というか、もう1回、採用される可能性はあるのでしょうか。

(教育指導課長)

基本的には、業者が変われば、もちろんその業者が雇ってらっしゃるALT

さんという形になると思いますので、今、それぞれの小中学校、高校に行っている方がそのままという形にはならないと思いますので。今後、どういう形で契約業者が決まるかによるところではないかというふうに考えております。

(小柳委員)

雇用形態が委託から派遣に変わることで、確かに学校長の直接の指示というメリットもありますけれども、逆に言うと、学校長のほうは、管理者としての責任、例えば、労働時間にしても、年休にしても、そういった管理まではいけなくなってくるということになると思います。

そうすると、ALTの方が代われば、認識も新たにということになると思うのですけれども、同じ方が採用された場合には、今までと雇用形態が違うんだよということを、ALTの方にもわかっていただき、校長先生にも理解していただかないといけないと思うので、そういうところの移行に関しての配慮というか、お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(教育指導課長)

そこについても、現状のうちが委託をしています業者においても、他の自治体においては派遣契約という形でもやっておりますので、もし同じ業者になったとしても、そのあたりについてのノウハウはきちんと持ち得ていますし、またそれのしっかりととした研修ということもあると思いますので、そこについての大きな課題はクリアできるというふうには思っております。

(新倉教育長)

いかがでございましょうか。

多分、今の指導課長のご発言の部分なんですけれども、これまで派遣されますALTの方には、直接こういうことをやってほしいねという方は、多分日常的にはできている状態だったんですが、契約の方法として、それは違法なんだというふうに特定されてしまう。これをクリアするために契約方法を変えたいということがありまして、契約方法が派遣であるならば、その方と1対1で、今後こういう形をつくりたいんだということがその場で協議できる。本来の今までの委託ですと、その内容を雇用者である会社のほうに伝え、会社からALTの方に伝えていただくという方法しかとれないという。

日常的には大して変わらなかった部分がきっとあるんですが、グレーだったものを明らかにしていくという形になるかと思いますので、そこをちょっと適正化したいということが、今回の趣旨と考えておりますので、その辺のところ、ご理解いただければと思っています。

報告事項（2）『第29回全日本高校デザイン・イラスト展の受賞報告について』

（教育指導課長）

それでは、報告事項（2）、『第29回全日本高校デザイン・イラスト展の受賞報告について』、ご報告いたします。

本年11月に開催された第29回全日本高校デザイン・イラスト展において、横須賀総合高等学校が学校団体で全国1位となる文部科学大臣賞を受賞しました。

この賞の受賞は2年連続3度目となり、今回は個人でも2位となる経済産業大臣賞を初め、多くの賞を受賞しました。

本日4時には、横須賀総合高校の生徒が市役所を訪れ、教育長に受賞の報告を行うとともに、美術部の活動についても紹介する予定でございます。

第29回全国高校デザイン・イラスト展の受賞の報告は以上です。

（質問なし）

報告事項（3）『第61回日本学生科学賞神奈川県作品展の結果報告について』

（教育指導課長）

それでは、報告事項（3）、『第61回日本学生科学賞神奈川県作品展の結果報告について』、ご報告いたします。

10月19日木曜日に開催された第61回日本学生科学賞神奈川県作品展において、馬堀中学校3年の松下竜さんが、本審査会の1等である県知事賞を受賞しました。

10月31日火曜日には、受賞生徒、馬堀中学校の高橋享子校長、指導教諭である佐藤大樹教諭が市役所を訪れ、教育長に受賞の報告を行うとともに、サバを刺身で食べるための研究とその成果について紹介しました。

今後は、全国の地方審査を通過した優秀な研究が集う中央予備審査会が11月18、19日に行われます。

第61回日本学生科学賞神奈川県作品展の結果の報告は以上です。

（三浦委員）

このテーマが非常におもしろくて、特に三浦半島、横須賀にぴったりだと思うんですけども、この結果は、今から私たちはどこかで見ることができますでしょうか。

(教育指導課長)

今、作品は、もちろん予備審査会に入りますので、今ちょっとお見せするわけにいかないんですが、いずれ戻ったときに何か工夫をして、委員の皆様にもご覧いただけるようにしていきたいと思っています。

実は、残念ながら私もまだ見ておりませんので、考えていきたいと思います。

(新倉教育長)

補足をさせていただきますと、松下さんは1年生のときからこのテーマに取り組んで、3年目の集大成ということになっています。初めはノートにつくっていたものを、今回プレゼンができるようにということで、模造紙大の大きさにし、それぞれのテーマごとにというか、研究の順番の発表ができるような形のペーパーをつくっていただきました。

お話によりますと、今回の18、19の中央予備審査会には、パワーポイントでできるようにというふうに工夫をされていくというふうに聞いていますので、その結果につきましては、もしただければ、ちゃんと皆様にご報告をしたいと思います。

何か108匹に及ぶサバを全部1人でさばきながら探し出したというお話をいただいていると、雑談になってしまいかとだけお許しいただければ、高級サバであるマツワサバにはアニサキスがいないという仮説を立てて、高級サバにいなくて、小さなサバにどうしているのかというのをテーマとして研究したいというふうに言っていただいております。

報告事項（4）『第18回全国中学生創造ものづくり教育フェア in かながわの結果報告について』

(教育指導課長)

それでは、報告事項（4）、『第18回全国中学生創造ものづくり教育フェア in かながわの結果報告について』、ご報告いたします。

11月3日金曜日に、第18回全国中学生創造ものづくり教育フェア in かながわが平塚市立太洋中学校で行われました。このものづくり教育フェアは、中学校技術・家庭科の授業で学習した成果を発表し合い、お互いの技術を交流する機会となる県の大会です。

横須賀市の中学校は5部門に出場し、衣笠、浦賀、鴨居、久里浜、北下浦、長沢、長井の7中学校24名の生徒が関東・全国大会へ出場、または推薦されることになりました。

また、惜しくも関東・全国には届きませんでしたが、公郷、衣笠、鴨居、長沢、長井の5校11名の生徒が中学校文化連盟会長賞、神奈川県公立中学校教育研究会技術・家庭科研究部会会長賞を受賞しております。

関東大会は、12月3日日曜日、埼玉県の春日部市総合体育館、ウイング・ハット春日部で行われ、アイデアロボットコンテストに6校7チームが出場します。神奈川県から出場するチームは全部で9チームですが、その中で横須賀市の中学校からは毎年のように多くのチームが関東大会へ出場という成果を上げています。

全国大会は平成30年1月20日土曜日、21日日曜日に東京都で行われ、おべんとうコンクールは女子栄養大学で、作品コンクールの展示や木工チャレンジコンテスト、パソコン入力コンクールは葛飾区水元総合スポーツセンターで行われます。

なお、この関東・全国大会に向けて、11月15日水曜日に正庁で激励会を行いました。

第18回全国中学生創造ものづくり教育フェア in かながわの結果のご報告は、以上です。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

この件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

以上3件、大変うちの生徒が頑張っていただいているという結果報告、うれしく思っておりますので、今後、全国大会、その他でさらなる活躍ができればいいかなと思っております。

また、教育委員会としては、さまざまな支援ができる限り応援をしていきたいなと思っております。

(質問なし)

報告事項（5）『第3次横須賀市子ども読書活動推進計画（素案）について』

(中央図書館長)

報告事項（5）、『第3次横須賀市子ども読書活動推進計画（素案）について』、お手元の冊子「第3次子ども読書活動推進計画（素案）」により、8月の定例会でお示しいたしました骨子案からの修正点や追加箇所を中心にご説明いたしま

す。

まず、冊子の2ページをお開きください。

こちらは、本市の児童生徒の読書活動実態調査の結果です。

ページ中段の本市と全国との比較と、下段のグラフについては、標記を統一し、わかりやすい表示としました。

次に、5ページをお開きください。

「3歳6ヶ月検診」の標記を、正しい名称の「3歳児健康診査」に改めました。この文言は、以下のページでも数カ所ありますが、全て標記を統一しました。

それでは、13ページをお開きください。

13ページから23ページは、12ページの体系に沿って、大きな柱についてそれぞれ考え方を記載するとともに、事業名及び具体的な取り組み等を記載しております。

具体的な取り組みには、新規や拡充の標記がございますが、これについては、第3次計画に当たって検討段階で新たに加えたり、内容を見直して拡充した取り組みで、記載のないものにつきましては、第2次計画の取り組みを継続するものでございます。

また、この章では、記載した取り組みについて、具体的なイメージを持っていただけよう、アンケート結果や取り組み例、写真等を参考資料として配置しました。

それでは、各取り組みについて、ご説明します。

13ページから16ページは、家庭・地域における子どもの読書活動の推進です。

13ページ、(1) 家庭における読書活動の推進は、新たに本計画の重点取り組みとして位置づけ、保護者を含め家庭における読書の大切さを積極的に働きかけてまいります。

具体的な取り組みの2つ目の幼児期における読書活動啓発事業の充実では、3歳児健康診査時に、ブックリストや子ども向け図書館案内などを手渡し、ブックスタートで生まれた子どもの本への興味をつなげるとともに、家庭での読書を積極的に進めてまいります。

また、3つ目の具体的な取り組みである保護者向け読み聞かせ講座の実施では、各図書館で実施しているおはなし会を利用し、家庭での読み聞かせの意義や大切さを伝えるとともに、読み聞かせに適した本や子どもの興味を伸ばす本のアドバイス等を行います。

次に、15ページをお開きください。

(2) 地域における読書活動の推進では、子どもたちの集まる場所での読書環境の整備を進めてまいります。

16ページをお開きください。

(3) 市立図書館における読書活動の推進です。

市立図書館は、子どもの読書活動の核として、子どもの読書活動の意義の啓発等を行ってまいります。

17ページをご覧ください。

17ページから21ページは、学校・保育園・幼稚園における子どもの読書活動の推進です。

(1) の保育園・幼稚園における読書活動の推進では、現在も行っている読み聞かせやおはなし会を継続し、園文庫等により、子どもが自由に本に触れることのできる環境を整えてまいります。

18ページをお開きください。

(2) 小中学校における読書活動の推進は、第2次計画に引き続き本計画の重点取り組みとして位置づけ、特に学校図書館をより活性化し、楽しみとしての読書を推進する一方、学習の中で学校図書館が十分に活用できるよう、取り組んでまいります。

具体的な取り組みの1つ目は、魅力ある学校図書館づくりで、利用しやすく、子どもたちが行ってみたいと思う魅力ある学校図書館を目指し、資料の充実や所蔵図書の整理、わかりやすい配架を推進し、あわせて蔵書のデータ化を検討してまいります。また、学校司書が中心となって活動できる体制づくりにも取り組んでまいります。

また、4つの学校と市立図書館の連携強化では、学校における読書活動の推進に市立図書館の資料をより活用できるよう、学校司書と市立図書館職員の連携を強化するとともに、学校と市立図書館を結ぶ図書配送便の検討など、ハード面での連携も強化します。

次に、20ページをお開きください。

(3) 高等学校における読書活動の推進です。

学校と市立図書館が連携し、市立図書館の郷土資料等を授業に活用するなど、高校生の読書活動を推進してまいります。

21ページをご覧ください。

(4) 特別支援学校における読書活動の推進です。

特別支援学校では、一人一人の子どもの特性に応じた資料をそろえるなど、それぞれみんなが読書を楽しむことができるよう、読書活動を推進してまいります。

22ページをお開きください。

22ページ、23ページは、関係機関・団体等における子どもの読書活動の推進です。

(1) 博物館・美術館等と連携した取り組みでは、社会教育施設である博物館、美術館の専門学芸員等と連携し、子どもたちが興味を持つ読書活動の推進を図ります。

23ページをご覧ください。

(2) 社会教育関係団体等と連携した取り組みでは、子ども読書活動にかかるボランティアの養成、活動支援のほか、これまで直接かかわっていなかつた団体や企業等に対して、子ども読書活動の意義の啓発等を行ってまいります。

26ページをお開きください。

第5章、第3次計画の推進に向けてです。

1の成果指標については、記載の5項目を成果指標として掲げております。

1番目は、1カ月間の平均読書冊数を、2番目は、1カ月に1冊以上本を読む子どもの割合を指標にしたもので、本をたくさん読む子どもをふやし、あわせて、ほとんど本を読まない子どもを減らすことで、全体の底上げも図っていきたいと考えております。

なお、成果指標2について、第2次計画では、1カ月に1冊も本を読まない子どもの割合としてきましたが、教育振興基本計画の指標との整合性を図るために、1カ月に1冊以上本を読む子どもの割合に変更いたしました。

指標の3番目は、市立図書館における児童本の貸し出し冊数で、これについては地域社会全体における子ども読書活動の推進についての指標として設定するものでございます。

4番目、5番目については、学校における読書環境整備の指標として、市立図書館の資料の活用及び学校図書館が常に開いている学校とともに増やしていくとするものでございます。

また、もう1つの重点取り組みである家庭における読書活動の推進については、現時点で適当な指標がないことから、今後、保護者へのアンケート調査等の実施などにより設定をする予定です。

また、目標値の設定理由につきましては、表の右欄に記載のとおりです。

次に、28ページから30ページは、第4章の具体的な取り組みについての一覧表になります。

そして、32ページから38ページは、関係資料として、計画の根拠法である子どもの読書活動の推進に関する法律、参考データ、計画の検討体制、検討経過について記載しております。

この計画の策定における今後のスケジュールにつきましては、本日の素案の報告後、今月28日からパブリックコメントを実施し、12月21日まで意見募集を行う予定です。

その後、パブリックコメントの結果を反映させた計画案を策定し、来年2月

の教育委員会定例会でご審議いただき、今年度中の計画決定を目指しております。

なお、これまでに改定検討委員会でいただいたご意見に対する素案への反映について、本日追加資料としてお配りをいたしました。申しわけございませんが、後ほどご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、第3次子ども読書活動推進計画（素案）についての説明を終わらせていただきます。

（澤田委員）

4ページの、一定時間図書室が開いているかどうかという記述の部分についてです。

中学校は、常時開いている学校が非常に少なく、一定時間しか開いていない学校が多いです。その要因について教えていただきたいと思います。

それに対応して、26ページですが、成果指標で、33年度までに中学校は常時開いている学校を8校にするという数値目標になってございます。この指標設定の根拠について教えていただければと思います。

（中央図書館長）

学校図書館、特に中学校の図書館のお話でしたけれども、まず先に目標の設定のほうからお答えいたしますと、2次計画でも、この指標を取り上げておりまして、目標を100%、全校ということで目標にしてまいりました。

ただ、実際には、今も1校なのですが、常に開いているということに関しますと、このような数字なのですが、1日のうち、どこかの時間、昼休み等も含めて、どこかの時間で開いているということになると、ほぼ全校に近い数字が出ております。

ただ、目標としまして、2次計画では100%という大きな目標を立てたのですが、現実には、今まで4年間やってきた中で、ほとんどゼロだったわけです。初めて28年度で1校という数字が出たのですが、現実的なところで3割、8校という数字の設定をさせていただきました。

そしてまた、常に開いているという状況をつくり出すには、なかなか先生方も図書室にずっと張りつくというようなこともなかなか難しい状況ですので、なるべく開いている時間を多くする。この指標については、報告の際には、例えば1校ですが、実は1日の中で開いているところは何校ですというような、補足的な説明もあわせてしていきたいと考えております。

(澤田委員)

ありがとうございます。

25ページの重点取り組み①、魅力ある学校図書館づくりとあります。この部分、本当によくまとまっていると思っていますし、大切な事項だと思っています。

ここに学校司書についても記載されていますが、一定時間、学校図書館が開いているかどうか、また、魅力ある学校図書館ということを考えると、やはり中学校に学校司書を配置していただきたいと思います。中学校への学校司書の配置については、目標の中にも入っておりましたが、学校図書館に人がいることは大事だと思いますので、学校司書の配置、あるいはボランティアの方々、保護者、地域の方々の協力を得て学校図書館を充実させていただきたいと思っております。

以上です。

(教育指導課長)

ありがとうございます。

小学校におきまして学校司書全校配置という形で、これまでのところの中で大きな成果を見出すことができておりますので、今現在、それについて、中学校にもそういった配置ができないかということで、事務局としても検討しておりますので、人の配置を上手に活用しながら、また、各学校でも、学校によつては、もう既にボランティアさんにお手伝いをいただいて、その推進を図っているところもありますので、そういった面で、学校と連携協力しながら推進を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

報告事項（6）『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』

(学校給食担当課長)

それでは、報告事項の（6）『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』ご報告いたします。

報告資料1ページをご覧ください。

まず、検討組織等の開催状況についてですが、10月の教育委員会定例会での報告内容と一部重複いたしますが、開催状況を記載しました。

10月13日の中学校完全給食推進連絡協議会につきましては、10月の教育委員会定例会では、会議での意見等について詳しくご説明できませんでしたので、

後ほどご説明いたします。

11月1日には、中学校完全給食の実施に当たり、関係各課長で構成する中学校完全給食推進本部専門部会を開催いたしました。

現在会議録を作成しているところですので、詳しくは改めてご説明いたしますが、旧平作小学校に給食センターを建設するに当たり、建築基準法第48条ただし書きの許可を得るために実施する公聴会や、地域の方への説明に関する質問や意見のほか、車両の出入り、調理ごみの処理方法などに関して、各課の専門的な観点からの意見などをいただきました。

また、昨日、11月16日には、教育委員の皆様にもご参加いただき、教育委員会事務局のほか、関係部課の職員で本年9月に供用を開始した府中市立学校給食センターへの視察を行いました。

視察結果につきましては、後日改めて報告いたします。

次に、2、各検討組織における質問・意見等についてです。

10月13日に開催した中学校完全給食推進連絡協議会において、給食センターの基本計画を策定するまでの各項目について意見等をいただきました。

まず、(1)施設・備品については、①にありますように、「給食センターにはアレルギーの相談だけではなく、食にかかわる心の問題なども相談できる場所が必要になってくるかもしれない」といった意見。

②にありますように、「食器について、現在小学校で使っているPEN食器がよいと思う」といった意見。

③にありますように、「ランチルームがある小学校では、トレイを利用しており、主食、主菜の位置や箸の向きなどについて、5・6年生になると問題なく配膳できている」といった意見。

④にありますように、「市内の中学校の教室に配膳台を置くのは、スペースの問題から厳しい学校もあると思う」といった意見がありました。

2ページをお開きください。

(2)学校運営のア、食物アレルギーについて、①にありますように、「現在小学校では、保護者が弁当を持たせる場合もあるのか」といった質問がありましたので、「現在小学校では、学校ごとにできること、できないことがあり、対応できない場合には、弁当やおかず一品などを持参していただく場合がある」と回答をいたしました。

また、②にありますように、「中学校で弁当から給食へ切りかわることで、食物アレルギーを有する子どもと保護者は不安を感じると思うので、小学校の給食と中学校のセンター方式で食物アレルギーを有する子どもの引き継ぎをきちんと行う必要があると思う」といった意見や、③にありますように、「養護教諭部会からも食物アレルギーの事故防止という観点から各校に専門的な職員の配

置をお願いしている」といった意見もありました。

次に、イ、給食指導について、①にありますように、現在の小学校における給食指導に関する質問がありましたので、「給食時間マニュアルに基づいて1食分の基準量を目安に盛りつけ、自分の体には、このくらいの食事が必要であると把握した上で、食べきるよう指導するのが基本だが、体格差や偏食、苦手な食べ物がある児童もいるので、6年生までに食べられるようになることを1つの目標とし、苦手なものも少しづつ、無理はさせずに徐々に食べられるような指導をしている」と回答をいたしました。

また、②にありますように、担任が行う指導についての質問がありましたので、「小学校の教員も給食時間マニュアルや給食指導について、夏期研修会を受講しており、新規採用教員には、校内研修で栄養教諭や学校栄養職員が指導するなどしている」といった回答をしました。

3ページをご覧ください。

③にありますように、栄養教諭や学校栄養職員の配置について質問がありましたので、「小学校では1人が2校を兼務しており、中学校でも専門的な職員の配置が望ましいと考えているが、それが難しい可能性もあるので、1人が何校かを兼務する体制がよいのか、センターに集約させた中でそれぞれ職員が集中的に対応していく体制がよいのかなどを検討していく」と回答をいたしました。

最後に、(3)その他としては、①にありますように、「安全・安心を掲げない自治体等はないと思うが、実際は守り切るのが難しいのではないか。万全を期しても100点は難しいと思うので心配である」といった意見や、②にありますように、「異物混入等の発生時の対応については明確になっていたほうがよいと思うので、基本計画へ盛り込んでもよいのではと思う」といった意見がありました。

なお、今後の基本計画の検討につきましては、いただいたご意見を踏まえるとともに、項目ごとに関係者と協議し、事務局案をまとめていく予定です。

以上で、報告事項（6）「中学校完全給食に向けた検討状況について」の報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

報告事項（7）『給食費の公会計化に伴う額の決定について』

(学校給食担当課長)

それでは、報告事項（7）『給食費の公会計化に伴う額の決定について』ご説

明いたします。

なお、今回の報告に当たり、報告資料のほか、参考資料としまして、第1回横須賀市学校給食運営審議会での配布資料もあわせてお配りをさせていただいております。

それでは、報告資料の1ページをご覧ください。

1の給食費の決定方法ですが、まず横須賀市学校給食運営審議会から給食費についての答申を受け、市議会の意見も伺い、教育委員会として給食費案を決定いたします。その後、教育委員会で決定した給食費案をもとに、市長との協議を経て、市長が決定いたします。

続きまして、2の給食費の決定スケジュールですが、10月10日に第1回横須賀市学校給食運営審議会を開催し、教育委員会が諮問した給食費の額について議論をしていただきました。

今後は、保護者の方々を中心に聴取した意見を踏まえ、11月22日に開催する第2回横須賀市学校給食運営審議会で給食費についての答申をまとめていただく予定です。

答申に基づき作成した給食費案につきましては、12月8日に市議会の中学校完全給食実施等検討特別委員会で報告し、15日に開催する教育委員会12月定例会で教育委員会としての案をご審議いただきます。

その後、平成30年1月上旬に総合教育会議で教育委員会の給食費案を市長に報告し、市としての方針が決定いたします。

1月中旬から保護者の方などへお知らせをし、平成30年度予算案の審議を経て、3月末に給食費の額を盛り込んだ横須賀市給食条例施行規則を制定、4月からの施行となります。

2ページをお開きください。

3、現在の給食費の額についてですが、表のとおりでございます。

なお、この表は、第1回横須賀市学校給食運営審議会で配布した資料に記載してあるものと同じ表になります。

現在の給食費の1食単価ですが、①の小学校児童と②のろう学校児童が230円、③のろう学校生徒と⑥の教職員が280円、④のろう学校幼児が190円、⑤の養護学校児童生徒が240円、⑦の養護学校教職員が290円となっています。なお、⑧の中学校生徒と教職員ですが、現在中学校はミルク給食となっているため、牛乳の実費分、1本52円となっております。

3ページをご覧ください。

続きまして、4の平成30年度給食費案について、ご説明いたします。

(1) の小学校・特別支援学校の給食費についてご説明する前に、お手数ですが、別添資料のうち、右肩に運営審議会配布資料6とある給食栄養価比較表

をご覧ください。

こちらの資料は、給食から摂取できる栄養価についてあらわしたもので、国の基準を点線で、横須賀市を青の線で、県平均を赤線で示しています。

この表を見ていただくと、現在の横須賀市の給食では、例えば、たんぱく質は国の基準を上回っていますが、エネルギー やカルシウム等は国基準、県平均のいずれも下回っている状況となっています。

恐れ入りますが、報告資料の3ページにお戻りください。

(1) の小学校・特別支援学校の給食費ですが、ただいまご覧いただいた栄養価の状況を踏まえ、事務局から3つの案をご提示し、それらの案をベースに議論をしていただきました。

なお、案1は保護者の負担を考慮した据え置き案。案2は物価が上昇しても現在の給食の栄養価を維持するための1食当たり10円、月額100円値上げ案。案3はエネルギー やカルシウムを国の基準まで高めるための1食当たり30円、月額500円値上げ案となっております。

(2) の中学校の給食費については、事務局からは額の据え置き案をご提示しています。これは、中学校が牛乳のみの提供のため、牛乳単価の値上がりは想定されますが、提供回数の調整が可能なためです。

なお、中学校でも完全給食実施時には、改めて給食費の額の検討が必要となります。

続きまして、5の小学校・特別支援学校の給食費についての第1回運営審議会での意見について、ご説明いたします。

まず、案1の給食費の据え置きについて賛成のご意見はございませんでした。

案2に賛成した委員からは、「給食の質を落としてほしくはないが、値上げ額から案2が妥当」、「お子さんが2人、3人いる家庭では、月額500円の値上げは厳しい」といった意見がありました。また、県内の給食費の額と比較した上の意見もございました。

たびたびお手数をおかけいたします。恐れ入りますが、別添資料のうち、右肩に、参考・運営審議会配布資料3と記載しております平成29年度県内給食費一覧をご覧ください。

現在、横須賀市は1食単価230円で、県内19市平均245円を下回っておりますが、仮に1食単価30円の値上げとなりますと、相模原市や伊勢原市と同額で、県内でも最も高い額となります。

恐れ入りますが、報告資料の3ページにお戻りください。

そのため、3ページの一番下に記載しましたが、「30円の値上げにより県内で最も高い額となった際に、保護者からの理解が得にくい可能性がある。そのため、案3の1食当たり30円の値上げではなく、案2の10円の値上げが妥当」と

の意見もありました。

4ページをお開きください。

案3に賛成した委員からは、「100円の値上げでは大きな変更はできず、また数年後に見直すのであれば、値上げが厳しいが500円上げるのがよい」といった意見や、「案2では栄養価を維持できても、国の基準を下回っている状況に変わりはないので、案3まで給食費を上げる必要がある」といった意見がありました。また、「会議の前に保護者に意見を聞いたら、案2に賛成する意見が多かったが、栄養価の表などを見ると、自分としては500円上げて、上げた理由をきちんとアナウンスできればいいと思う」といった意見もありました。

なお、運営審議会全体としては、子どもたちに必要な栄養をしっかりとらせる給食を提供し、そのために1食当たり30円の値上げとする案3を推す声が多くありました。

そのほか、運営審議会委員以外の意見といたしまして、6に記載しましたが、横須賀市PTA協議会役員会と地区部会長会でいただいた意見、質疑の内容を記載しました。

(1)では、意見といたしまして、「500円の値上げは厳しい」。「栄養価の観点から据え置きはあり得ないが、100円値上げと500円値上げの間の案もあったほうがよかつた」。「値上げ前後の献立があればイメージが湧きやすいので、次回の審議会では、そういった資料も提示したほうがよい」。「子どもたちに、どのような給食を提供したいのかという議論をしっかりとし、そのためには給食費を、額を幾らにするべきかというポジティブな決定方法をとってほしい」。「役員会後に、ほかの保護者に意見を聞いたら、案3に賛同していたので、値上げ前後の給食の献立や栄養価をしっかりと示せば、保護者の理解は得られると思う」といったご意見をいただきました。

5ページをご覧ください。

続きまして、(2)の質疑ですが、「給食の量が違うので、低学年、中学年、高学年ごとに設定することは可能か」とのご質問をいただきました。これに対しましては、「学年ごとの設定も可能だが、保護者にもわかりやすい制度設計としていく必要があるため、来年度は給食費を6年間通じた平均額としている私会計時の考え方を引き継ぎ、給食費の額は一律にする予定である」と回答をいたしました。

また、「給食費の額を値上げすると給食費を払えない家庭がふえるので、といった世帯に市が扶助をしたらどうか」との質問に対しては、「私会計時からある生活保護制度、就学援助制度は継続すること。また、国でも給食費を無償化している自治体を把握する調査を始めている」とことなど回答をいたしました。

最後に、7の学校給食運営審議会での今後の審議についてですが、先ほどス

ケジュールのご説明時にも少し触れましたが、横須賀市PTA協議会のほか、各運営審議会が所属する団体等から聴取した意見も踏まえ、11月22日開催予定の第2回横須賀市学校給食運営審議会では、さらに議論を深め、給食費の額についての答申案をまとめていただく予定となっております。

以上で報告事項（7）「給食費の公会計化に伴う額の決定について」の説明を終わります。

（小柳委員）

これは意見になってしまふと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

今回の資料の4ページ等に皆さんからいただいているご意見の中にもありますとおり、私の意見としては、PTAの協議会の中で出た、①の「いきなり500円値上げは厳しいので、段階的に」というのが、初めの段階で、何年度は幾ら幾らというような形で上げていくのがいいのかなというのと、それから、5ページの質疑の中で出ている、この「給食費の額を値上げすると払えない家庭がふえる」と。これは扶助というか、社会福祉の面でケアしていくというのが妥当なのかなと。そして、資料としていただきました（3）、資料3の中で、相模原市が260円で最高額になっていますけれども、他都市の皆さん、一番右のところを見ますと、検討中、検討中と書いてありますので、恐らくこの額を目指して改定が進んでいくということで、こうしてみると、我々が目指していくのも、必ずしも県の中でも高い金額になるというイメージはなくなるのではないかというような気はしております。

以上です。

（新倉教育長）

ご意見としていただきます。

（学校給食担当課長）

今、小柳委員からいただきましたご意見も審議会のほうにもお伝えをしていきたいと思っております。

報告事項（8）『事務事業等の総点検「見直し計画（案）」について 準要保護者の認定方法（就学援助制度）の見直し』

（支援教育課長）

報告事項（8）『事務事業等の総点検「見直し計画（案）」について 準要保

護者の認定方法（就学援助制度）の見直し』につきましてご説明いたします。

お手元の資料報告事項（8）をご覧ください。

まず、1. 見直しの理由についてですが、横須賀市では、生活保護を受けている要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる保護者を準要保護者として、学用品費や学校給食費などの就学援助費を交付しています。

就学援助費の交付額については、平成28年度決算ベースで、約4億1,600万円となっており、増加傾向にあります。

また、新入学児童生徒学用品費等の支給単価は、平成29年度中に約倍額に増額補正し、今後、中学校の完全給食費が実施される段階では、さらに就学援助費の交付額が増額となる見込みです。

就学援助制度について、今後も持続可能な制度として維持する必要がありますので、準要保護者の認定方法について、見直しをいたします。

次に、2. 見直し内容及び影響等についてですが、現在、平成25年4月の生活保護基準に基づき、準要保護者の世帯の所得限度額を計算していますが、これを平成29年4月の生活保護基準に変更します。

準要保護者の認定基準については、世帯の所得が生活保護の基準額の1.5倍以内としている倍率については、これまでと同じ、1.5倍以内を維持します。

実施年度は、平成31年度からとし、このことに伴う影響については、平成28年度実績ベースで想定すると、就学援助対象者約6,700人のうち約650人に影響し、影響額は約3,600万円で、全体の9%程度と想定されます。

次に、3 現状についてですが、全国的な準要保護者の認定基準については、約84%の市町村が生活保護の基準額の1.3倍以内又はそれ以下の倍率を使用しており、1.5倍以内としているのは、本市を含め約13%の市町村に留まっております。

また、本市を含め多くの市町村は、平成25年8月以降に段階的に行われた生活扶助基準の見直しへの影響が生じないよう対応をしているところですが、本市では、平成25年4月の生活保護基準に基づき生活保護の基準額を算定しておりました。

また、参考の下段に記載していますが、本市の就学援助を受けている児童生徒の割合は、全国的に見ても高い率となっております。

最後に、4. 就学援助システムの改修についてですが、適用する生活保護基準を平成29年4月のものに変更するにあたっては、現在使用している「就学援助システム」を平成30年度中に改修する必要があります。

また、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を含めた支給時期の前倒しについても検討し、このシステム改修で併せて対応することとします。

以上で、準要保護者の認定方法（就学援助制度）の見直しについての説明を

終わります。

(小柳委員)

小柳のほうから質問させていただきます。

今回の改正見直しについての影響額3,600万円を見ると、それなりの大きな影響があるのかなというふうに懸念されますけれども、ただ、先ほど検討した給食費の値上げとか、それから、将来にわたった完全給食実施に関する値上げ分というものは含まれていないというご説明ですので、近い将来まで視野に入れる上、この3,600万円という金額、かなり圧縮されるというふうに理解してよろしいでしょうか。

(支援教育課長)

今後、中学校の完全給食等が実施されると、さらにこのままの制度でまいりますと、さらに1億円強の経費が就学援助制度に必要になるというようなことも見込まれております。

ですので、今回、基準を見直しをさせていただきたいということでござります。

(荒川委員)

では、私のほうからは、一番最後のところにあります「新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を含めた支給時期の前倒しについて」と書かれてありました。私は、これは本当によかったですと思いました。

その時期については、どのくらいまで前倒しして支給でき、入学前に支障なく準備ができるのかというところをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

(支援教育課長)

それにつきましても、今検討させていただいているだけでも、30年度のシステム改修の中で一緒にやらせていただく中で、できるだけ早く中学校入学前支給のほうからになるかと思いますけれども、本当にできるだけ早く、31年度中にはできるような形で進めてまいりたいとは思っております。

また、具体的なことにつきましては、今検討させていただいているところであります。

報告事項（9）『第7回横須賀市児童生徒ふれあい作品展の開催について』

（支援教育課長）

報告事項（9）、『第7回横須賀市児童生徒ふれあい作品展の開催について』、ご説明いたします。恐れ入りますが、お手元の資料をご覧ください。

横須賀市教育委員会主催での横須賀市児童生徒ふれあい作品展の開催も、今年度で7回目となりました。

本作品展では、特別支援学級や特別支援学校の児童生徒が、学習の中で制作した作品を展示し、それによって子どもたち一人一人の学習意欲や創造意欲を向上させることを目的としております。

横須賀市立の特別支援学級や特別支援学校だけでなく、市内にある特別支援学校や療育施設の作品展示も行い、市内にある特別な支援を受けることができる学校や学級・教室を周知するとともに、市民の皆様に障害のある児童生徒についてご理解いただくことも期待しています。

開催日時は、平成29年12月1日金曜日から平成29年12月5日火曜日の9時30分から17時まで、最終日のみ終了時刻が14時となっています。

開催場所は、横須賀市文化会館3階市民第1ギャラリーです。

参加校は、横須賀市小学校特別支援学級及びことばの教室、横須賀市中学校特別支援学級、横須賀市立養護学校、横須賀市立ろう学校及びことばやきこえの教室、県立武山養護学校、県立岩戸養護学校、筑波大学附属久里浜特別支援学校、横須賀市療育相談センターひまわり園です。

以上で、「横須賀市児童生徒ふれあい作品展の開催について」のご説明を終わります。

（新倉教育長）

ありがとうございました。

ちょっと1点、資料の確認だけさせていただきますと、開催の日時ですが、12月1日から5日まででよろしいんでしょうか。そうしますと、下段のところが最終日とおっしゃったのが6日と記載になっています。

（支援教育課長）

大変失礼いたしました。5日でございます。

申しわけございません。訂正をお願いいたします。

報告事項（10）『学校事故について（経過報告）』

（保健体育課長）

報告事項（10）、『学校事故について（経過報告）』をご説明いたします。

本件は、平成25年8月16日の教育委員会臨時会で最初に報告いたしました学校事故の経過報告になります。

平成24年9月19日に発生した学校事故に関しましては、示談前ではありますけれども、平成29年10月に療養に必要な経費の一部を損害賠償金の内払いとして4万3,407円をお支払いいたしました。

これにより、これまでにお支払いした損害賠償金の内払いの総額は239万5,208円となります。

本件は、本年12月定例議会教育福祉常任委員会で報告をいたします。

事故の概要及び事故後の経過につきましては、資料下段に参考として記載させていただいております。

今後とも、学校と連携をし、誠意をもって、丁寧に対応してまいります。

以上で、学校事故についての説明を終わらせていただきます。

（質問なし）

報告事項（11）『横須賀市中学校駅伝競走大会の開催結果について』

（保健体育課長）

報告事項（11）、『横須賀市中学校駅伝競走大会の開催結果について』の報告をさせていただきます。

横須賀市中学校駅伝競走大会は、横須賀市中学校総合体育大会の締めくくりの大会として開催しており、今回で男子は68回目、女子は34回目となります。

また、県立観音崎公園内のコースから国道16号線馬堀海岸区間コースに移してから、ことしで10年目になります。

大会は予定どおり10月21日土曜日に、市内の全公立中学校23校に横須賀学院中学校を加えまして、男女各24校の参加で行いました。

当日はあいにくの雨となり、沿道で恒例となっていました各校の応援のぼり旗を出すことができませんでしたが、405名の選手を初め約5,500名の来会者が沿道を埋め尽くし、大変な盛り上がりの中、浦賀警察署や地元町内会等のご協力をいただきながら大会を開催することができました。

結果につきましては、6位までに入賞した学校と区間賞を記載しております。

女子では大津中学校が5年ぶり、男子では鴨居中学校が39年ぶりの優勝を果たしました。

なお、女子上位3校、男子上位4校については、11月4日土曜日に横浜八景島海の公園周回コースで開催いたしました神奈川県中学校駅伝競走大会に出場いたしました。

県大会での優勝チームは全国大会へ、2位から4位は関東大会の出場権を得ることになりますけれども、今年度の県大会では、鴨居中学校男子が6位、追浜中学校男子が9位に入賞するなど、市内各中学校がそれぞれ上位につける活躍を見せてくれましたけれども、惜しくも関東大会・全国大会出場はございませんでした。

委員の皆様には、開・閉会式への参加もあわせ、ご支援、ご協力をいただき、まことにありがとうございました。

以上で、結果については以上でございます。

(質問なし)

報告事項（12）『災害共済給付金請求事務に係る事故について』

(保健体育課長)

それでは、報告事項（12）『災害共済給付金請求事務に係る事故について』ご説明をいたします。

事故の概要からご説明をいたします。

平成29年9月、市立学校において、日本スポーツ振興センター災害共済給付金の請求権が時効になり消滅をし、保護者が給付金を受給できなくなるという事故が判明をいたしました。

今回の学校事故は、平成26年5月に発生をした市立学校の生徒が、バスケットボール部の試合、練習試合において、他の生徒とボールの取り合いをし、転倒し、右膝前十字靭帯損傷、右膝外側半月板損傷のけがを負いました。

学校は保護者に、学校管理下での負傷、疾病にかかる医療費を給付する日本スポーツ振興センター災害共済給付金の請求手続をご案内いたしました。

しかし、平成26年5月分の一部及び平成26年7月分の給付金の請求手続について、学校は必要な書類が全て整っていなかったため請求手続ができず、保護者から提出された書類を保管しましたけれども、請求の対象外となった書類を保管するファイルに入れてしまったため、請求手続が終わっていないことに気づかず、消滅時効である2年を経過してしまいました。

消滅時効にかかった給付金は18万4,911円で、平成26年5月分の治療用装具にかかる給付金が4,862円、平成26年7月分の医療費にかかる給付金が18万49円になります。

平成29年10月、学校及び教育委員会は保護者に謝罪するとともに、経過説明を行いました。

今後の対応といたしましては、今回の件については、公務員の不作為によって相手方に損害を与えたものであるため、給付金相当額を損害賠償金としてお支払いする予定でございます。

市議会へ報告としましては、本件は、本年12月定例議会教育福祉常任委員会で報告をいたします。

保護者に対しましては、学校と連携をし、誠意をもって、丁寧に対応してまいります。

また、今後、このような事故が発生しないよう、市立学校長会議を含め、さまざまな機会において注意を促し、再発防止に努めてまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。

(三浦委員)

再発防止策なんですけれども、対象外となった書類を保管するファイルというのではありませんよね。それから、これからやるファイルと。その中間の「ただいま処理中」というファイルみたいなものはあるんでしょうか。

(保健体育課長)

各学校において処理の仕方は違いますけれども、スムーズな対応、また間違えない対応をするために、ファイルであったり、箱であったり、目につくところに確認できるような形になっておると思います。

(三浦委員)

これ、例えば医療事故にすると、大して大きくはないんですが、ニアミスに近い、具体的な、とんでもない事故とは言わないんですけども、そういうものを、こういう段階できちんとしておかないと、また同じようなことが起きると思うんですね。

ですから、これを機会に、各学校でどういう処理の仕方をしているか、もう一度確かめていただくのがいいのではないかと思いますけれども。

(保健体育課長)

委員のご指摘のとおり、今回の事故に関しまして、もう一度、各学校に再確

認するとともに、やはりチェック機能であったり、あとは定期的に確認をしたりとかということで、必ず指導してまいって、二度とこういう事故が起こらないように再発防止に努めてまいりたいと思っております。

(新倉教育長)

学校からの報告の中で、これまでクリアファイルに入れていたものを、ちゃんと別な箱型のファイルに保管し直すというような改善の報告をいただいていたかと思うのですが、それは間違いなかったでしょうか。

(保健体育課長)

今回のこの学校に関しては、目に届くところということで、保管ファイルから箱という形にしていきたいということで報告を受けております。

報告事項（13）『横須賀市立学校学期制検討委員会の答申について』

(教育指導課長)

それでは、報告事項（13）『横須賀市立学校学期制検討委員会の答申について』ご報告いたします。

1枚おめくりいただき、お手元の資料「横須賀市立学校『新たな学期制のあり方』について」（答申）の1ページをお開きください。

横須賀市では、完全学校週5日制や学習指導要領の改訂を踏まえ、平成14年度から段階的に2学期制を導入し、平成21年度からは市立全小中学校で2学期制を実施し、現在に至っています。

導入から16年が経過し、教育にかかわる環境や状況が2学期制導入当時と異なってきており、多くの自治体において、新たな学期制をもとにした教育活動が展開され、本市においても2学期制の見直しを求める声がありました。

横須賀市立学校学期制検討委員会は、このような状況を踏まえて平成28年10月に設置され、新たな学期制の実施に向けて、さまざまな観点から検討を行つていただき、7回の審議を踏まえて答申として提出されました。

3ページをお開きください。

1、答申内容です。

（1）横須賀市における2学期制の成果と課題についてですが、成果として3項目、課題として4項目にまとめられております。

2学期制の主な成果としましては、学校のシステムを見直し、行事の精選や狙いを焦点化するなど、地域に根差した教育課程を創造しようとする主体的な

意識が教員に生まれたこと。また、そのことに伴い、授業時数の確保につながったこと。

2点目として、各教科等で、学期、または年間を通して長いスパンで児童生徒の変容を見取ることが可能となり、児童生徒の適切な学習評価につなげることができたこと。特に、中学校では技能教科において、そのよさが示されました。

3点目としましては、学期途中に長期休業があるので、長期休業前までの指導内容の確認や評価資料等の整理が行われ、長期休業後の指導や適切な評価に生かすことができたこと。また、教員にゆとりが生まれ、的確な事務作業につながっていることです。

次に、2学期制に係る課題についてですが、1点目としましては、保護者や地域に対して、2学期制の趣旨等の周知が十分なされていないため、2学期制のメリットが十分に理解されないまま取り組みが進んでいること。

2点目としましては、児童生徒や保護者に対して、長期休業前の学習状況についての適切な指導や学習に対する動機づけが不十分であること。例えば、夏休み前の面談等の内容にばらつきがあるなどが挙がっていました。

3点目としましては、中学校においては、従来の2学期制の枠組みと評価・評定を伝える時期等に不整合が生じ、事務作業が煩雑化していること。

4点目としましては、長期休業日等を活用した授業日数増加の取り組みで長期休業日が少なくなっていることや、学校ごとに休業日が異なっているため、2学期制導入当初に設けていたサマースクールや学習相談日等が設けにくくなっていることが挙げられました。

なお、これらの成果と課題については、5ページから8ページにその詳細が記載されていますのでご確認ください。

これらの成果と課題をもとに検討していただいた結果、4ページをお開きください。その前段では、指導法の改善や適切な学習評価につながったことなど、2学期制の成果が実感されていること。中段では、意識調査を通して、2学期制の枠組みが広く浸透し、定着している状況が見られることが挙げられています。

また、4ページの後段では、学期の途中にある長期休業の意味づけや活用について、また、授業日数増加の取り組みなど新たな施策による状況の変化、中学校における評価・評定の時期に関することなどが課題として挙げられております。

4ページの四角枠の中をご覧ください。

以上のことから、検討委員会からは、「9年間の義務教育における児童生徒の学びを大事にし、これまでの成果を踏まえながら、枠組みとしての2学期制を

継続する。運用に当たっては、これまでの課題を踏まえ、校種間の実情を考慮すること、秋季休業について見直すこと等の改善を行う」という答申をいただきました。

また、今回の検証で明らかとなった4つの課題に対する解決の方向性についても提言をいただいております。

恐れ入ります、9ページをご覧ください。

3として今後の学期制のあり方について、4つの課題に対する具体的な提言が示されました。

課題1に対する提言としましては、「保護者や地域に対して2学期制の趣旨が十分理解されるよう、様々な機会を通して周知を図る。」が挙げられております。

下段には、保護者、児童生徒に対する周知の機会及び方法の例が掲載されています。

10ページをお開きください。

課題2に対する提言としましては、「長期休業前や長期休業中の教育相談をより充実させ、それまでの学習状況を児童生徒、保護者に対して丁寧に伝える。」が挙げられております。

下段には、2学期制の1年間の流れ等が掲載されています。

11ページをご覧ください。

課題3に対する提言としましては、「中学校においては、実態に応じて、評価・評定、通信簿の作成時期を学年の発達段階や教科の特性に応じて柔軟に設定する。」が挙げられています。

下段には、中学校における1年間の流れと評価・評定に係る工夫例が記載されています。

12ページをお開きください。

課題4に対する提言としましては、「長期休業日等を活用した授業日数増加の取組等で夏休みのスケジュールが過密であることから、秋季休業を廃止して夏季休業日を増やすことが妥当である。」が挙げられています。

下段には、夏季休業・秋季休業についての主な意見が掲載されております。

13ページをご覧ください。

「おわりに」の中では、新学習指導要領の具現化に係る課題や国が示した「キッズウィーク」への対応、そして小中一貫教育、授業日数増加の取り組み、さらには教職員の多忙化への対策など、本市の施策についてもご意見をいただきました。

検討委員会からは、まとめとして、市民の期待に応える質の高い学校教育を実現するための取り組みを実施するよう、ご意見をいただいております

事務局といたしましては、本答申及び提言を受けまして、これから横須賀

市立学校の学期制のあり方についての方針や、それを具現化するための取り組み内容等について検討し、学校と連携・協力して進めてまいります。

なお、14ページ以降については、参考資料となっております。後ほどご確認ください。

以上で、横須賀市立学校学期制検討委員会の答申についての報告を終わります。

(澤田委員)

お礼です。

新たな学期制のあり方について、本当に多方面から意見を収集していただいて、実態と課題を明確にした上で、今後どうすべきか、どの方向を目指していくのかというような提言がなされていると思いました。

答申としてしっかりとおまとめいただいたことにつきまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

この答申にあるように、この3月に告示された新たな学習指導要領の趣旨の共有とともに、教員はもちろんのこと、保護者や地域の方々にこの2学期制の趣旨を十分に周知していくこと、提言内容を具現化していくこと、本当に大切であると思いました。引き続きよろしくお願ひいたします。

(理事者報告なし)

(理事者への質問)

(小柳委員)

ニュースなどで皆さんもご存知のとおり、座間市で痛ましい連続殺人事件がありまして、その被害女性の年齢、男性も含めてですが、年齢がすごく低い。また、横須賀市在住の方も被害者の中に含まれていたということもあります。国もSNSなどの規制を検討しているということですが、さらに今後同様の被害が発生するとして、低年齢化が懸念されますので、その辺のところを踏まえて、国の動向を見つめだと思いますけども、横須賀市として、教育委員会でやれることは限られているかもしれません、やはり生徒さんたちの保護という観点から注視していただければと思っております。

よろしくお願ひいたします。

(新倉教育長)

ありがとうございます。

SNSだとかの内容と言ったらおかしいんですけども、取り扱いにつきましては、神奈川県警さんのはうからも各警察署を通じてご通知等をいただいて、正しいスマートフォンの使い方と言ったらおかしいんでしょうけども、インターネット等のアクセスについてのご指導をいただいておりますので、再度どこかで各学校長さんのほうにまた注意喚起と言ったらおかしいんですけども、できるような形で進められればと思っておりますので、その点、承らせていただきたいと思います。

日程第1、日程第2は、今後、市長が議会に提案する案件であるため、秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成29年11月17日（金） 午前11時31分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聰